## 一般社団法人福岡県専修学校各種学校協会 賛助会員規約

(目 的)

第1条 この法人は、一般社団法人福岡県専修学校各種学校協会(以下、「福専各」)と称する。この規約は、福専各の賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、事業活動の推進に資することを目的とする。

(資格)

第2条 賛助会員の資格を有する者は、福専各の主旨に賛同し、福専各の活動の円滑な実施 に協力しようとする個人または団体とする。

(賛助会員に対する活動)

- 第3条 福専各は、第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し、次の活動を行う。
  - (1) 福専各、賛助会員および関係者との情報交換の機会の提供
  - (2) 福専各が開催するセミナー等への優先的な案内
  - (3) その他第1条の目的を達成するために必要な活動

(加 入)

第4条 賛助会員は、福専各理事会の承認を得て、加入するものとする。

(会 費)

- 第5条 賛助会員は、以下の年会費を福専各に納入するものとする。福専各は理由の如何を 問わず、すでに納入された会費を会員へ返還する義務を負わないものとする。
  - (1) 入会金 なし
  - (2) 年会費 1口 30,000円

(脱 退)

第6条 賛助会員が脱退しようとするときは、あらかじめ福専各理事会に届出て脱退する ものとする。

(除 名)

- 第7条 福専各理事会は、次の各号の一に該当する場合には、 賛助会員を除名することができる。
  - (1) 福専各の事業を妨げ又は妨げようとしたとき
  - (2) 会費の納入を怠ったとき
  - (3) 故意又は重大な過失により、福専各の信用を失わせるような行為をしたとき
  - (4) その他、賛助会員として不適切と認める相当の理由があるとき

(その他)

第8条 賛助会員についてこの規約に定めのない事項であって必要な事項は、福専各理事 会で決定する。

附 則

- 1 この規約は、平成26年1月24日より施行する。
- 2 この規約は、平成29年5月30日から改正施行する。
- 3 この規約は、令和2年12月3日から改正施行する。
- 4 この規約は、令和6年7月19日から改正施行する。